

第 140 回

各務原市都市計画審議会

議事要旨

日 時:令和元年 6 月 13 日(木)午後 2 時 00 分～

場 所:各務原市産業文化センター8 階・第 1 特別会議室

令和元年 6 月 14 日(木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分

出席者:小島会長、岡部副会長、伊藤委員、松岡委員、平野委員、岡田委員、木野委員、黒田議員、杉山委員、川嶋委員、池戸委員、宮島委員、板谷委員(代理吉田交通課長)

欠席者:鶴田委員、各務委員

【事務局】

《1.開会》

(都市建設部長 挨拶)

【事務局】

大変お待たせいたしました。

本日は、皆様方には公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます 都市計画課足立でございます。

よろしくお願いいたします。

2.委嘱状交付

【事務局】

開会に先立ちまして、これより市長より委員の皆様へ委嘱状の交付を行わせていただきます。交付は、皆様の座席で行わせていただきます。順に回りますのでそのままお待ちください。

3.市長挨拶

【事務局】

続きまして、市長よりご挨拶申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

(市長挨拶)

【事務局】

ありがとうございました。

4. 会長・副会長選任

【事務局】

それでは、これより第 140 回各務原市都市計画審議会を開会いたします。

本日は鶴田委員、各務委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

よって、委員 15 名のうち、現在 13 名の方のご出席をいただいております。各務原市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、定足数に達しており、本審議会が成立していることを確

認いたします。

それでは、ここで事務局から委員の方々のご紹介をさせていただきます。

各務原市都市計画審議会条例第3条第2項第1号に規定する委員といたしまして、岐阜県議会議員 伊藤正博様、同じく、松岡正人様、同じく平野祐也様、元岐阜県土木部長 小島秀俊様、中部学院大学短期大学部幼児教育学科教授 岡田泰子様、各務原市農業委員会会長 木野昇様でございます。

続きまして、同条例第3条第2項第2号に規定する委員といたしまして、各務原市議会議員 黒田昌弘様、同じく、杉山元則様、同じく、川嶋一生様、同じく、池戸一成様、同じく、岡部秀夫様でございます。

続きまして、同条例第3条第2項第3号に規定する委員といたしまして、岐阜土木事務所長 宮島雅広様、各務原警察署長代理 交通課長吉田三紀様でございます。

なお、先ほど欠席とのご報告をさせていただきましたが、第1号に規定する委員といたしまして、岐阜工業高等専門学校建築学科教授 鶴田佳子様、各務原商工会議所専務理事 各務英雄様にもそれぞれ委員をお願いしております。

続きまして、各務原市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により審議会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。どなたか会長をご推薦いただけないでしょうか。

#### 【川嶋委員】

都市計画全般に精通され、当審議会の委員長の実績も豊富にある小島委員をお願いしてはいかがでしょうか。

#### 【事務局】

ありがとうございます。ただいま川嶋委員より、会長に小島委員のご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

#### 【事務局】

ありがとうございます。委員の皆様のご賛同を得られましたので、会長を小島委員にお願いすることといたします。

それでは、続きまして、どなたか副会長のご推薦を頂けないでしょうか。

#### 【黒田委員】

岡部委員をお願いしてはいかがでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございます。ただいま黒田委員より、副会長に岡部委員のご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**【事務局】**

ありがとうございます。委員の皆様のご賛同を得られましたので、副会長を岡部委員にお願いすることといたします。

それでは、小島会長、岡部副会長、席へ移動をお願いします。

(席の移動)

それでは、小島会長、ご挨拶をお願いいたします。

**【小島会長】**

先ほど会長に指名いただきました。小島でございます。よろしくお願いいたします。各務原市は堅調に都市政策、まちづくりをいろんな面において、市長さんはじめ、職員のみなさんのお力を持ってすぐに行っていただきまして、私も都計審の会長が5期目になりますが楽しみながら関わらせていただいております。特に最近では都市計画の中での大型事業の着手の目途が立ってきておりまして、ますます活力のあるまちづくりができるのではないかと考えております。委員のみなさまも忌憚のない御意見をたくさんいただきながら進めて参りたいと思いますので、よろしく一つお願い申し上げます。

**【事務局】**

ありがとうございました。続きまして、岡部副会長、ご挨拶をお願いいたします。

**【岡部副会長】**

ただいま副会長に選任を頂きました岡部でございます。私も前期に続いての副会長とさせていただきます。今期につきましても小島会長を補佐しながら一生懸命務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

ここで市長は公務のため、退席させていただきます。

(市長 退席)

## 5. 審議事項

### 【事務局】

次第5. 審議事項に移りたいと思います。本日の審議案件は、お手元の次第のとおり1件でございます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料として、本日の次第、席次、委員名簿、議案となっております。

本日配布させていただいた資料として、各務原市景観計画の改訂について、各務原市景観計画、今後予定している都市計画の変更についてでございます。

ご確認をお願いします。

それでは、小島会長の進行により進めていただきたいと存じますので、宜しくお願いします。

### 【小島会長】

それでは、まず本日の傍聴希望はありますか。

### 【事務局】

傍聴希望はありません。

### 【小島会長】

わかりました。

あらかじめ議事録の署名者を、僭越ながらこちらから指名させていただきます。

黒田委員と川嶋委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(黒田委員、川嶋委員 了承)

### 【小島会長】

それでは、審議に入りたいと思います。まず、議第1号「各務原市景観計画の改訂について」事務局に説明していただき、審議に入りたいと思います。では、事務局の説明を求めます。

(事務局より議第1号の説明)

### 【小島会長】

景観というものがいろんな捉え方がございまして、平成16年に景観法が制定されて以来、本市も長年努力をしてきたわけでございます。昨年11月に県の主催で景観シンポジウム

が行われたわけでございます。参加された方は景観の大切さ、景観とは何ぞかという、いろんな疑問が払拭されたのではないかと思います。最初のうちは景観の重要性、景観への取り組みに十分な理解が得られなかったわけであります。近年になっていかに景観が大切かと、景観と言っても一口にいろんな景観がございまして。我々都市計画では都市景観、農業景観、林業、自然、歴史といろんな形で景観として重要性を残していく、保存をしていく、啓蒙しながら、今後への創造、また新しい景観を創造して、次世代に引き継いでいくことに努力することになるわけでございます。この都計審でもいろいろな都市を視察見学するなかでだいぶ現況ができてきたのではないかと思います。ここで景観行政そのものについて、市の取り組みについて総括的に御意見があれば冒頭にお聞きしたいと思いますが誰か御意見ございませんか。

**【松岡委員】**

各務原市は県内でも先んじて取り組まれていて、県議会等でも各務原市は綺麗でいいまちですねと言われることが多いのでありがたく思っております。今回改定計画が出されていますが、都市景観、自然でいうと改訂が都市景観に傾いている気がします。今般、災害が増えている中で森の地域というのは、さほど高い山があるわけではないですが、ハザードマップにかかっているところもありますし、河川については国のほうも災害に対応して堤防内の木の伐採、河川改修を進められておりますけども、市として森の風景区域、川の風景区域の部分で今後お考えがあるのか、私としては自然の景観に力を入れていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

**【小島会長】**

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

**【黒田委員】**

屋外広告物の改善がかなりされているようですが、特に多い改善内容はこういったことが多いのか。

**【事務局】**

改善内容は現行の基準に是正してもらい、または除却してもらいになります。件数としては除却が多く、改善数約 1600 件のうち約 1100 件が除却になっています。

**【小島会長】**

野立て看板の是正指示を受けた事業者は素直に従ってきましたか。昔、県でやっていた時はなかなか難しかったんですね。民間の協力が必要なんですね。何か市として特別なノウハウはあるのでしょうか。

**【事務局】**

個別で文書を送付し、対応していただければその後は現地に行く、屋外広告物事業者で対応してもらえない場合は、実際に看板を出しているスポンサーに直接連絡をしたり、試行錯誤を重ねて違反指導してきた経緯があります。

**【小島会長】**

それぞれの立ち位置によって景観美の捉え方が違うんですね。共通するのは美しいなと感動するような気持ちを醸してくれる内容がいいんですけども。もともと景観は農業景観みたいなところからヨーロッパでスタートし、だんだん都市のほうに入ってきて、今回の案は都市的な分野での捉え方で原案としてあがっておりますけども。中国香港のように看板だらけでぎらぎらするところが一つの観光目玉になったり、景観美とは言えないかもしれないけども特化した景観として写真等でよく見るんですけども。各務原市として一番ふさわしい景観はどのような部分にあるんだろうかということになるのですけども。事務局として各務原市らしい景観の認識を御指導いただければ、どうですか。従来では水と緑、個別では木曽川とか重点風景地区はありますけども、全体的な分野でいうと自然景観になるんですかね。

**【事務局】**

各務原市の景観を全般的にとらえますと都市景観になってくると思うのですけども。その中に美濃山地、木曽川と自然景観も都市の中であり、それが各務原市らしい景観だと思います。全国的にはふるいまち、歴史景観を守ることを展開していますが、各務原市はそうではなく、これからできる景観、緑を中心にした、落ち着いたまちを形成することが景観計画を進めていくことになると考えています。

**【小島会長】**

岐阜県でも1、2番の取り組みを熱心にやっておるわけですので、今後も今まで以上に取り組みを強化していただければと思います。

それでは、審議に入りたいと思いますが、議第1号「各務原市景観計画の改訂について」ご意見・ご質問ございませんか。

**【平野委員】**

全体の話で3点質問させてください。

1点目が景観計画といった中で昔と状況が変わってきていると思っています。というのも、まちの風景区域ですとか、田園と歴史の風景区域が定められている中で、今空き地、空き家がだいぶ増えてきている。まちの中で管理されていない形で景観を損なう。昔であれば、そこに住んでいてそこに新たな乱開発が起きないようにという考え方が主に景観をつくっていたと思う

のですが。誰も管理しないという意味で景観が損なわれていることが増えてきていると思うのでそのあたりどう考えか。

農地、田園地帯で私が住んでいる鵜沼地区ですと田園風景が残っておりますけども、その他耕作放棄地が目につくようになってきていると思います。綺麗な農地を残そうと放置されているかもしれませんが。その中で管理されていないところが、放置されていることによってこちらが目立ってきていると思うのですがそのあたりどのように考えか。

もう1点が建築物の高さの最高限度の設定の件です。いわゆる昔の新興住宅地がだいたい40年くらい経ってかなり高齢化が進んでおまして、そういった方がマンションへの移住・住替えが進んできていると思います。高さ制限ということがあってですね、あまりいわゆる右側のエリアに高い建物がないエリアだと思います。そういったなかで昔のように宅地を開発して一戸建に住む時代の前提とニーズが変わってきていると思う中でですね、私の同世代の人の話を聞くと、各務原市はアパート、マンションが少ないという話をよく聞きます。そういったなかでですね、便利がいいので新鵜沼駅周辺に住みたいとか鵜沼駅周辺に住みたいという声はあるのですがアパートがないということで犬山に行ってしまうといった声をよく聞いています。そういったなかで昔の一戸建に住んでという時代とちょっと変わりつつある中で、高さ制限を駅周辺とかで緩和が必要になってくると考えるのですがいかがでしょうか。

#### 【事務局】

耕作放棄地はどここの市町でも広がっている状態と考えます。農地を宅地にするのは厳しい面がありますので、農政サイドと協力して検討する必要があると思っております。空き家も同じであると考えております。各務原市は既存集落が市街化調整区域にもあるのでいろいろ考えていく必要があると考えております。高さ制限も今後考えていけないと考えておりません。

#### 【杉山委員】

各務山周辺地区は新たに追加された項目なのか。

#### 【事務局】

今回新たに追加しました。

#### 【杉山委員】

策定委員からどのような意見があったかお聞かせください。

#### 【事務局】

パブリックコメントと縦覧をおこなったが特に意見はありませんでした。

**【杉山委員】**

上位計画と関連している。緑の基本計画のなかで各務山の位置付けは各務の森と位置づけられています。各務の森の位置づけは緑の基本計画のなかでどのように位置づけされているのでしょうか。

**【事務局】**

緑の基本計画をご紹介します。土砂採取により山容を変えた各務山は、市内の各地により目にする事ができ、市の景観、市民の精神面に与える影響は極めて大きいと考えられる。今後、関連計画との調整を行いながら開発と調和した緑化を推進する。とございます。今回の景観計画の中では、景観地区ということで良好な景観形成を積極的に推進していくということです。今後新たな開発が行われる際は、街並みが各務山と調和するよう建物のデザインや色合いの調和を図り、緑豊かな景観創出を図っていくという位置づけをしております。特に緑の基本計画と齟齬があると考えておりません。

**【杉山委員】**

そこは、わたくしは認識が違ってしまっていて、緑の基本計画と景観計画のニュアンスが違うのではないかという感じを受けている。緑の基本計画ではどちらかというと森、落ち着きをイメージする文章になっている。この景観計画では工業系を主体とした開発というイメージですね。ですからちょっとニュアンスが違うというのが私の捉え方なんですけども。そのあたりの整合性は問題ないんだというイメージで答えがありましたけども、私の感覚としては違うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

**【小島会長】**

どれだけのエリアを意識しているんですか。将来的には各務山全部なのか平地部分だけなのか。

**【事務局】**

事業をしている1工区分。イメージは約17haです。

**【小島会長】**

緑化推進を念頭におきながら景観区域として取り組んでいくのがねらいなのか。それとも企業立地または土地利用という、土地活用の中での景観づくりをしていくのか。

どういうスタンスでこの議案がでてきているのですか。

**【事務局】**

さきほど緑の基本計画を紹介しましたが、その上位計画である都市計画マスタープランにも

各務山についても記載があります。少し紹介させていただきます。本市の中心部に位置し広大な面積を持つ地区であるため、関連計画との調整を行いながら、残された緑地の保全や緑化を推進するとともに、工業系をはじめとした有効な土地利用を積極的に検討する。どうたつてありますので、今は工業団地として開発していくわけでありますけども、その中で緑化をしつかりと考えて、景観に配慮した工業団地を作っていくイメージで載せてあります。

#### 【杉山委員】

都市計画マスタープランと緑の基本計画がちょっとニュアンスが違う文章になっていると思うのです。そこはこのままの状態ではいけない。もう少しきちんとどちらかに一致できる表現の仕方、緑の基本計画は森というイメージ。緑の基本計画には6つの拠点があって、その1つに各務の森が位置づけられている。これを見る限りでは、開発とは書いてありますが、工業団地というイメージで捉えることが、私としては難しい。その辺の整合性が都市計画マスタープランと緑の基本計画が違っているイメージがあります。

#### 【事務局】

緑の基本計画は、しっかりと上位計画の都市計画マスタープランを踏襲しております。今後の関連計画との調整を行いながら、開発と調和した緑化を推進するということです。しっかりと緑化をするとうたつてありますので、例えば工業系をはじめとした開発であっても緑化を踏まえた工業団地を造っていくということでは同じと解釈をしております。

#### 【小島会長】

市としては工業団地の整備にそういう方向に活用していく場合は、景観法とは別に考えていく場を設けるのはあるんでしょうか。景観とは別に議論しないのか。その辺が曖昧に思える。工業団地構想に対しては緑化も一つの取り組みとして大切であるが、構想についてはもっと議論する要素があるんだと思うのだけれど。重点風景地区の候補地として指定してそれを守りながらいけば、あとは市民との議論がなくて進んでいけば良いというわけではないと思うのですが。これは景観計画についての議題でございますのでそこまで踏み込んで回答やら方向性をだしてくれと言っても無理でございますので。

景観としては土地活用には十分に組み込んでいくということは間違いのないことです。工業団地への活用、土地活用については別の議論の場を設けるなり、説明していただくなりしないと、景観だけで進められるのは理解できない部分があると思うのですが。景観については差し支えなからうと私は思うのですが。いかがでしょうか。

#### 【事務局】

工業団地の適地については、例えば都市計画マスタープランでは都市計画審議会にも意見を聞くことになっています。もちろんマスタープランに位置づければ制度的にやれるわけで

はなくて、地区計画をうつとか、市街化区域に編入していくとか制度があります。そういう場合には、市民の方や審議会でも意見を聞いて、やっと工業団地にしていくことを決めていくと考えています。

景観計画で各務山の一部を候補地として挙げているということですが、これは各務山の工業団地が緑化もしないで工業団地になった場合に、緑化の規定がないとか建物の色彩の制限がないと工業団地内で無秩序な工業団地になって、工業団地としての魅力が減りますし、市としての魅力も減ります。造成が決まりましたので候補地としてあげて、今後制限を決めたいという意味で候補地としてあげています。景観としての候補地の指定というのは、土地利用が決まった後についてくるものとして解釈していただきたい。

#### 【小島会長】

今回は景観計画の重点風景地区の候補地として適切か適切でないかというご判断をいただくということで、あとの具体的な土地活用等々のなかでは重点風景地区としての景観計画は策定しておいて、それを思いながらの地区計画、活用に結びつけていくという手順になるのではないかと思います。ほっとくわけにはいかない。今後の対応については注視していくと。候補地としては必要であると結論づけていいと思うのですがよろしいですか。

なかなか景観行政は難しいんですよ。自分のところの前際の話から、大きなエリアの中の市のランドマークとなるような取り組みまで。今の前山のところも木曾川の橋の上から見ると緑豊かな各務原市の中で一番傷していると思うのが前山の切口なんですよ。早く何とか緑化して、山並みをきれいに緑化してほしい思いもあるんですけども。緑化だけを目的にしていると、各務原市のように活用土地が少ない都市ではもったいないという話になるんですよ。いろんな組合せのなかで重要事項をしっかり掌握しながら土地開発をやっていかなければならない。土地利用、土地開発については今後、地区計画の時にしっかりと議論をしていくこととして景観としての候補地は認めていくと言うことで。

事務局どうでしょうか。

#### 【事務局】

適当と認めていただきたいと思います。あくまで候補地ですので、今後は具体的な案を審議会に示すこととなりますのでお願いします。

#### 【小島会長】

異議なければ挙手願います。

(異議なし。全員挙手)

#### 【小島会長】

ありがとうございます。全員賛成でございますので、議第1号につきまして、原案どおり異存

ないと報告します。それでは、進行を事務局にお返しします。

**【事務局】**

今後の予定についてご説明させていただきます。

今年度都市計画審議会にお諮りしたい項目を4つあげさせていただいております。

(事務局より今年度予定している都市計画変更について説明)

**【事務局】**

質問等はよろしかったでしょうか。

これを持ちまして第140回都市計画審議会を閉会します。ありがとうございました。

ここに本審議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

委員： 黒田 昌弘

委員： 川嶋 一夫